

難病等制度推進事業評価委員会運営要綱

（目的）

第1条 難病等制度推進事業に係る評価委員会の適正な運営を図るために、本要綱を定める。

（評価委員会の業務）

第2条 評価委員会は、都道府県、指定都市及び関係法人等が実施する事業採択の採否を決めるに当たっての評価を行うこととし、その名称を難病等制度推進事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）とする。

（委員会及び委員）

第3条 評価委員会は、5名以内で構成し、うち2名以内を行政委員とすることとし、行政委員以外の委員（以下「外部委員」という。）の数が過半数以上となるようにする。

- 2 委員長は外部委員の中から選任した1名を置く。
- 3 外部委員は、健康・生活衛生局長が委嘱する。
- 4 行政委員は、健康・生活衛生局長が官職を指定して委嘱する。

（評価委員会の開催）

第4条 評価委員会は、持ち回りで開催することを妨げない。

- 2 評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

（評価の手法）

第5条 評価委員会の委員が行う評価の手法は、次の各号のいずれかよることとする。

- 一 申請者から予め提出された書類を使用した書面調査
- 二 書面調査による評価結果に基づいて、申請者に的確な説明を求めるヒアリング調査
- 三 書面調査による評価結果に基づいて、申請者が事業の実施を予定している施設又は研究所等を訪問する訪問調査

（評価の方法）

第6条 委員は、申請事業について別に定める手順に沿って評価を実施しなければならない。

- 2 評価委員会は、各委員が実施した評価結果に基づき評価委員会として総合的な評価結果を決定しなければならない。
- 3 書面調査については、全ての委員が全ての事業に対して実施するものとし、委員は

事務局が定める日までに書面調査による結果報告書を作成し、事務局へ提出する。

- 4 委員は、原則として、申請事業について事業担当者又は委員会委員に就任するなど事業の実施に関与することはできないものとする。なお、関与することが既に決定（内定・内諾）している場合は、当該事業の評価を行わないものとする。
- 5 委員は、自らが所属している又は役員に就任している団体の申請事業については、評価しないものとする。

（採択すべき事業の採否）

第7条 評価委員会は、採択事業の採否を評価する。

- 2 評価に際しては、評価点の平均が高い事業を優先的に採択することを基本とし、委員による評価結果に基づいて総合的に検討を加え採択事業の採否を評価する。
- 3 前項のほか、ヒアリング調査や施設の訪問調査の結果と委員による評価結果から総合的に検討を加えた上で行う。
- 4 健康・生活衛生局長は、評価委員会において決定された評価結果を踏まえ、予算の範囲内において最終的な事業の採否を決定する。
- 5 評価委員会は、採択事業について公表するものとする。

（評価結果の通知）

第8条 評価委員会において決定された評価結果を踏まえた事業の採否の結果については、健康・生活衛生局難病対策課より個々の申請団体にあてて通知する。

（委員会に係る庶務）

第9条 評価委員会に関する庶務は、健康・生活衛生局難病対策課で行う。

（施行期日）

第10条 本要綱は、令和8年4月30日より施行する。